

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申込者氏名

※いずれかに○をつけてください。

(高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金) ※の支給を受けたいので、下記により申し込みます。

		受理番号				
フリガナ				生年月日		
① 氏 名				年 月 日生(歳)		
		個人番号				
② 住 所		(〒 -) 電 話 ()				
③ 過 去 の 受 給 の 有 無		過去に(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練修了支援給付金)を受けたことが ある ・ ない				
④ 本資金と同時に利用する 給付金・貸付金について		専門実践教育訓練給付金の申込 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度利用 その他の制度 (がある ・ ない ある ・ ない)				
⑤ 養成機関 及び内容	養成機関名					
	住 所	電 話 ()				
	修 業 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日		養成区分	昼間 ・ 夜間	
	修業している資格	看護師 ・ 准看護師 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士 ・ ()				
⑥ 振 込 先 金 融 機 関		フリガナ 口座名義				
		金 融 機 関 名	銀 行 信 用 金 庫 信 用 組 合 農 協 農 協 金		支 店 名	支 店 営 業 所 出 張 所 営 業 部
		種 目	1. 普 通 2. 当 座	口座番号		
☐ 公金受取口座を利用します。						

(1) 高等職業訓練促進給付金の支給申込は、修業を開始した日以後に行うことができるものとし、高等職業訓練修了支援給付金の支給申込は、修了日を経過した日以後に行うことができます。

(2) 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第3条第1項、第4条第1項及び第5条第2項の規定による登録に係る口座として、公金受取口座を利用する場合は、「公金受取口座を利用します。」のチェックボックスに「レ」マークを入れ、振込先金融機関欄に記載する必要はありません。

同意書

年 月 日

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業の受給要件決定のために必要があるときは、豊中市ひとり親家庭高等職業訓練促進費等事業実施要綱第 8 条第 2 項の各号に掲げる書類について、豊中市こども未来部子育て給付課が該当年度の地方税関係情報及び児童扶養手当の受給状況について取得することに同意します。

なお、本書の複写は無効であり、本書の提出の際の事務処理に限って同意することを申し添えます。

申込者と同居する者の氏名等について (住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。)			
1 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年 月 日	年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	本人
2 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年 月 日	年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	
3 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年 月 日	年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	
4 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年 月 日	年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	
5 氏 名 (個人番号)	フリガナ	生年 月 日	年
	個人番号		月 日生 (歳)
住 所	(〒 -)	続柄	

- 記載要領
- 1 同意する者が自ら署名を行うこと。
 - 2 代理人が同意書に署名する場合、本人からの委任状をとること。

年 月 日

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

豊 中 市 長 様

住所

氏名

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
			住所 (別居の場合)			
2	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
			住所 (別居の場合)			
3	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
			住所 (別居の場合)			
4	フリガナ		続柄		生年月日	年 月 日
	氏名					
	個人番号					
			住所 (別居の場合)			

【添付書類】

- ・ 16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・ この申立書は高等職業訓練促進給付金及び高等職業訓練修了支援給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・ 所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡した日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は、都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を委託された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得金額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年(年) 月 日

様

豊中市長

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書に基づき審査し、下記のとおり決定したので通知します。

記

			決定番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日生
① 氏 名				
② 住 所				
③ 養 成 機 関 名				
④ 給 付 金 の 種 類	高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金			
⑤ 支給期間及び支給額	年 月 ～ 年 月	円		
	年 月 ～ 年 月	円		
	年 月 ～ 年 月	円		
	年 月 ～ 年 月	円		

(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けるためには、出席状況の報告が必要です。また、8月以降も支給対象となる人は再度ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書(様式1)を提出する必要があります。当該書類の提出がない場合、支給を停止する場合があります。

(2) ひとり親家庭の父母でなくなったこと、当市に住所を有しなくなったこと、養成機関での修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき、又は当該受給者もしくは当該受給者との世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)にかかる市町村民税の課税の状況が変わったとき、もしくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは速やかに届出てください。

(3) この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

(4) なお、この処分については、上記(3)の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、豊中市を被告として(訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記(3)の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(5) ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

年（ 年） 月 日

様

豊中市長

さきにあなたから提出のありましたひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給申込書に基づき審査し、下記のとおり不支給の決定をしたので通知します。

記

			決定番号	
フリガナ			生年月日	年 月 日生
① 氏 名				
② 住 所				
③ 養 成 機 関 名				
④ 給 付 金 の 種 類	高等職業訓練促進給付金 ・ 高等職業訓練修了支援給付金			
⑤ 給付金を支給しない理由				

（１）この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、豊中市長に対して審査請求をすることができます。

（２）なお、この処分については、上記（１）の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、豊中市を被告として（訴訟において豊中市を代表する者は豊中市長となります。）、処分の取り消しの訴えを提起することができます。なお、上記（１）の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。

（３）ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する採決）があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすること及び処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等受給（事由変更・資格喪失）届

年 月 日

豊 中 市 長 様

氏 名

下記のとおり、ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等を受ける

事由に変更が生じた
資格がなくなった

ので届け出ます。

[illegible]